

第104期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(午前9時受付開始)

開催場所 (昨年と会場が異なります)

大阪市浪速区難波中三丁目4番36号
大阪府立体育会館
2階第1競技場
(エディオンアリーナ大阪)

今後の状況変化により、株主総会運営
に変更が生じる可能性がございますの
で、事前に必ずホームページをご確認
下さい。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日
のご出席に代えて、書面等による議決権行
使をご推奨いたします。

目次

第104期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)9名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任 の件	22
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の報酬額設定の件	29
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額 設定の件	30
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及 び社外取締役を除く。)に対する株 式報酬等の額及び内容決定の件	31

(添付書類)

事業報告	35
連結計算書類	61
計算書類	63
監査報告書	65

証券コード 9044
2021年6月4日

株主各位

大阪市中央区難波五丁目1番60号
(本社事務所)
(大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号)

南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 遠北 光彦

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルスの感染防止策を適切に講じたうえで、開催させていただきますが、株主の皆さまにおかれましては、当日ご出席されない場合も、後記株主総会参考書類をご検討いただき、**書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、ご来場につきましては、株主さまご自身の健康と安全面を最優先に、慎重にご判断いただきますようお願いいたします。**

敬 具

記

1 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時(午前9時受付開始)

2 場 所 大阪市浪速区難波中三丁目4番36号
大阪府立体育会館2階第1競技場(エディオンアリーナ大阪)
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)

【昨年と会場が異なります】

※ご来場につきましては、株主さまの健康と安全面を最優先にご検討いただき、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

行使期限:2021年6月24日(木曜日)午後5時50分

※3ページ記載の「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認下さい。

3 目的事項

- 報告事項**
- 1 第104期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2 会計監査人及び監査役会の第104期連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

事業報告：「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況の概要」、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載した事項となります。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載させていただきます。

ご質問の受付について

株主総会の目的事項に関しまして、株主の皆さまからのご質問を**当社ホームページによりお受けいたします。**

いただいたご質問のうち、株主の皆さまのご関心の高い事項を中心に、当社ホームページで取り上げ、ご回答させていただく予定にしております。

なお、**個別の回答はいたしかねます**ので、あらかじめご了承ください。

【URL】 <http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/>

【期 限】 2021年6月18日(金曜日)午後5時50分

また、当日の株主総会議場の模様は、後日当社ホームページで公開を予定しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応及び株主さまへのお願いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。株主の皆さまには、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

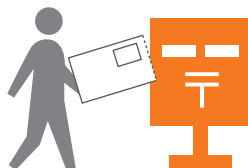
- ご来場につきましては、株主さまの健康と安全面を最優先にご検討いただき、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようご推奨申し上げます。
- 株主総会へのご出席を予定されている株主の皆さまにおかれましては、当日までのお身体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- 株主総会会場におきましては、マスクの着用、消毒等、感染防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 本総会では株主さまへのお土産及び飲料のご提供はございません。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/>) に掲載することにより、お知らせいたします。



次のいずれかの方法により議決権をご行使下さい

●書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。

行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後5時50分

●インターネットによる議決権の行使



5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照いただき、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net/>)にアクセスのうえ、賛否をご入力下さい。

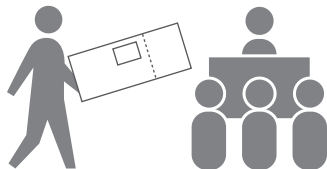
行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後5時50分

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会へご出席される場合(ご出席につきましては慎重にご検討願います)



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時 [午前9時受付開始]

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

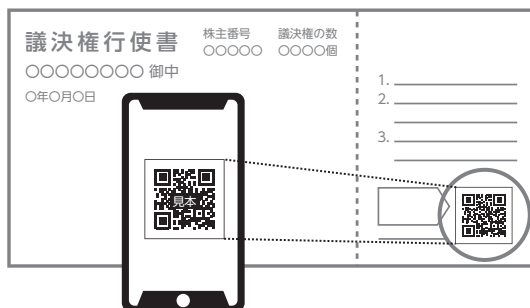
行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後5時50分

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net/>

「スマート行使」による方法



議決権行使書用紙に表示されたQRコードをスマートフォンで読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことなく、議決権を行使できます。※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力下さい。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

ログイン

閉じる

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、操作方法がご不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 [受付時間 (午前9時~午後9時)]

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めつつ、収益のさらなる向上をはかることにより、株主の皆さまに対して安定的な配当を行うことを基本方針としております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当期の業績は大きく悪化し、この先の回復の見通しも不透明な状況ではありますが、基本方針に基づき、株主の皆さまに対する安定的な配当を維持するため、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金25円 (中間配当を見送りましたので年25円配当) 総額 2,833,406,250円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

第2号議案から第7号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第7号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由及び当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申し上げます。

1. 監査等委員会設置会社の特徴

- (1) 監査等委員会設置会社には、監査役及び監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- (2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されています。
- (3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、又は定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会（モニタリング・ボード）の運営が可能となります。

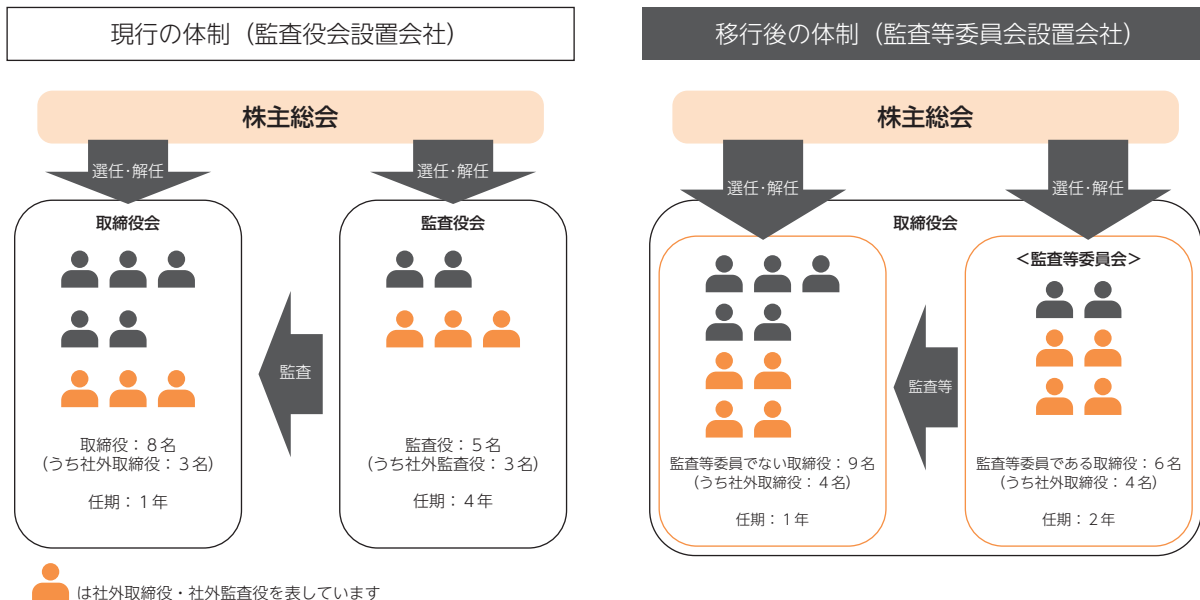
2. 移行の理由

当社は、かねてより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいりました。

今般、監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会において議決権を有する社外取締役の員数・比率をとともに高め、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性向上をはかるとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任し、業務執行の機動性を向上させることによって、モニタリング・ボードへの移行を志向してまいります。

3. 移行後の体制

取締役会全体の過半数（15名中8名）が社外取締役となります。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

前記においてご説明のとおり、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 本公司は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 本公司は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
(員数) 第19条 本公司の取締役は15名以内とする。 (新 設)	(員数) 第19条 本公司の取締役は15名以内とする。 <u>本公司の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>

現 行 定 款

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会で選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役等)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議により取締役中から会長1名を定めることができる。

変 更 案

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。
(現行どおり)

(現行どおり)

(任期)

第21条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議により取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 中から会長1名を定めることができる。

現 行 定 款

(取締役会の招集の通知)

第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(新 設)

第25条 }
)
第27条 }

(省 略)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 本会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会で選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

変 更 案

(取締役会の招集の通知)

第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条 }
)
第28条 }

(現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

現 行 定 款

(常任監査役)

第31条 監査役会は、その決議により常任監査役を選定する。常任監査役は、常勤とする。

(監査役会の招集の通知)

第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役との責任限定契約)

第33条 本公司は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、監査役会で定める監査役会規則による。

第35条 }
) (省 略)
第38条 }

変 更 案

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集の通知)

第30条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(削 除)

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第32条 }
) (現行どおり)
第35条 }

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名委員会（構成員：社長及び社外取締役 委員長：社外取締役）において審議のうえ、その承認を得ております。

候補者 番号	氏 名			当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	あち きた てる ひこ 遠北 光彦	再任	男性	代表取締役兼CEO 社長 デジタル戦略室長、リスク管理室担当	12回中12回 出席
2	たか ぎ とし ゆき 高木 俊之	再任	男性	代表取締役 専務執行役員 まちづくり創造室・都市創造本部担当	12回中12回 出席
3	あし べ なお と 芦辺 直人	再任	男性	取締役 常務執行役員 グループ統括室・総務部・人事部担当、 和歌山支社長	12回中12回 出席
4	かじ たに さと し 梶谷 知志	再任	男性	取締役 常務執行役員 鉄道営業本部長	12回中12回 出席
5	おお つか たか ひろ 大塚 貴裕	新任	男性	上席執行役員 経理部長	—

候補者 番号	氏 名		当社における地位及び担当		取締役会 出席状況
6	その 園	きよし 潔	社外 再任	独立 男性	取締役 12回中11回 出席
7	つね かげ 常 陰	ひとし 均	社外 再任	独立 男性	取締役 12回中11回 出席
8	こえ づか み はる 肥 塚 見 春		社外 再任	独立 女性	取締役 12回中12回 出席
9	もち づき あい こ 望 月 愛 子		社外 新任	独立 女性	— —

● 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

1

あち きた てる ひこ 遠北光彦

(1954年9月9日生)

再任

男性

- 所有する当社の株式の数 11,100株

- 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2019年 6月	当社社長、現在に至る
2013年 6月	当社取締役	2019年 6月	当社リスク管理室担当、現在に至る
2015年 6月	当社代表取締役兼CEO、現在に至る	2020年 6月	当社デジタル戦略室長、現在に至る
2015年 6月	当社取締役社長		

- 当社との間の特別の利害関係

なし

- 候補者とした理由

同氏は、当社の社長として、当社グループの成長と財務状況の改善に尽力するなど、経営戦略の構想力とこれを実現していくためのリーダーシップ・実行力を備えていることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

- 取締役会への出席状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

12回中12回出席

2

たか ぎ とし ゆき 高木俊之

(1960年6月5日生)

再任

男性

- 所有する当社の株式の数 9,700株

- 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2019年 6月	当社専務執行役員、現在に至る
2011年 6月	当社取締役	2019年 6月	当社都市創造本部担当、現在に至る
2013年 6月	当社常務取締役		
2017年 6月	当社代表取締役、現在に至る	2020年 6月	当社まちづくり創造室担当、現在に至る
2017年 6月	当社専務取締役		

- 当社との間の特別の利害関係

なし

- 候補者とした理由

同氏は、経営企画部門に長く従事し、当社グループ経営に関する豊富な知見と経営者としての十分な実績を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

- 取締役会への出席状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

12回中12回出席

3

あし べ なお と
芦辺直人 (1962年1月23日生)

再任

男性

- 所有する当社の株式の数 4,500株
- 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役、現在に至る
2006年 6月	当社グループ事業部長	2019年 6月	当社常務執行役員、現在に至る
2011年 6月	南海フェリー株式会社取締役社長	2019年 6月	当社総務部・人事部担当、和歌山支社長、現在に至る
2013年 6月	当社執行役員		
2015年 6月	当社取締役	2020年 6月	当社グループ統括室担当、現在に至る
2017年 6月	当社常務取締役		
- 当社との間の特別の利害関係
なし
- 候補者とした理由
同氏は、当社グループの事業に関する豊富な知見と経営者としての十分な実績を有しており、グループ経営全体の視点から、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。
- 取締役会への出席状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
12回中12回出席

4

かじ たに さと し
梶谷知志 (1964年3月11日生)

再任

男性

- 所有する当社の株式の数 3,600株
- 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	当社入社	2019年 6月	当社上席執行役員
2016年 6月	当社経営企画部長	2019年 6月	当社鉄道営業本部長、現在に至る
2017年 6月	当社取締役、現在に至る	2020年 6月	当社常務執行役員、現在に至る
- 当社との間の特別の利害関係
なし
- 候補者とした理由
同氏は、鉄道線路施設の新設・保守管理に長く従事するとともに、現在は安全統括管理者を務めるなど、鉄道事業における安全・安心の確保に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。
- 取締役会への出席状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
12回中12回出席

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

5

おお つか たか ひろ
大塚 貴裕

(1969年1月5日生)

新任

男性

● 所有する当社の株式の数 700株

● 略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 当社入社

2019年6月 当社執行役員

2017年6月 当社経営企画部長

2020年6月 当社上席執行役員、現在に至る

2018年6月 当社経理部長、現在に至る

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、経営企画部門に長く従事し、当社グループの財務に関する豊富な知見を有していることから、今後、取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

● 所有する当社の株式の数 0株

● 略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社三和銀行入行	2019年4月	株式会社三菱UFJ銀行取締役会長 (2021年4月退任)
2015年6月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役会長	2019年6月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 (2021年4月退任)
2017年6月	当社取締役、現在に至る		
2019年4月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務	2021年4月	株式会社三菱UFJ銀行特別顧問、 現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
三菱UFJニコス株式会社 取締役
三菱自動車工業株式会社 社外取締役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

● 社外取締役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。

同氏が取締役を務めていた株式会社三菱UFJ銀行は、米国の銀行秘密法に基づくマネーロンダリング防止に関する内部管理態勢等が不十分であるとの米国通貨監督庁からの指摘に関し、2019年2月、同庁との間で改善措置等を講じることで合意しました。

● 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏が再選された場合、当該契約を継続する予定であります。

● 取締役会への出席状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

12回中11回出席

● 所有する当社の株式の数 0株

● 略歴、当社における地位及び担当

1977年 4 月	住友信託銀行株式会社入社	2017年 6 月	同社取締役会長 (2021年 3 月退任)
2011年 4 月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会長	2017年 6 月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役、現在に至る
2012年 4 月	三井住友信託銀行株式会社取締役社長	2019年 6 月	当社取締役、現在に至る
2017年 4 月	同社取締役	2021年 4 月	三井住友信託銀行株式会社特別顧問、現在に至る

● 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社 特別顧問
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役
レンゴー株式会社 社外監査役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

● 社外取締役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。

● 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏が再選された場合、当該契約を継続する予定であります。

● 取締役会への出席状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

12回中11回出席

- 所有する当社の株式の数 300株
- 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 株式会社高島屋入社 2013年9月 同社専務取締役	2016年3月 同社取締役 (2016年5月退任) 2019年6月 当社取締役、現在に至る
--------------------------------------	--
- 重要な兼職の状況

日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役
 日本郵政株式会社 社外取締役
- 当社との間の特別の利害関係

なし
- 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。
- 社外取締役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。

同氏が取締役に務めていた株式会社高島屋は、全日本空輸株式会社において使用する制服の受注、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、2018年7月及び同年10月、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

また、同氏が社外取締役に務める日本郵政株式会社は、同社の子会社である株式会社かんぽ生命保険による保険商品の不適正募集が多数発生した事案に関して、2019年12月、総務大臣及び金融庁からそれぞれ業務改善命令を受けました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めるとともに、事実の判明後は、再発防止に向けた同社の取組みの内容を確認しております。
- 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏が再選された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 取締役会への出席状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

12回中12回出席

- 所有する当社の株式の数 0株
- 略歴、当社における地位及び担当

2002年 4月	中央青山監査法人入所	2018年 7月	株式会社IGPIテクノロジー代表取締役CEO、現在に至る
2005年 4月	公認会計士登録		
2007年 8月	株式会社経営共創基盤入社		
2016年10月	同社共同経営者（パートナー） マネージングディレクター、 現在に至る		
- 重要な兼職の状況
株式会社経営共創基盤 共同経営者（パートナー）マネージングディレクター
株式会社IGPIテクノロジー 代表取締役CEO
株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員
- 当社との間の特別の利害関係
なし
- 候補者とした理由及び期待される役割
同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、公認会計士としての専門的知見とコンサルタントとして培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。
- 社外取締役候補者に関する事項
当社は、同氏が選任されることを条件に、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 責任限定契約に関する事項
当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名委員会（構成員：社長及び社外取締役 委員長：社外取締役）において審議のうえ、その承認を得ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名			当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	いわい けい いち 岩井 啓一	新任	男性	常任監査役	12回中12回 出席	13回中13回 出席
2	うらい けい じ 浦井 啓至	新任	男性	常任監査役	10回中10回 出席	10回中10回 出席
3	あら お こう ぞう 荒尾 幸三	社外	独立	監査役	12回中12回 出席	13回中13回 出席
		新任	男性			
4	くに べ たけし 國部 毅	社外	独立	監査役	10回中8回 出席	10回中8回 出席
		新任	男性			
5	み き しょう へい 三木 章平	社外	独立	-	-	-
		新任	男性			
6	い ごし と も こ 井越 登茂子	社外	独立	-	-	-
		新任	女性			

● 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

1

いわ い けい いち
岩井啓一

(1960年4月2日生)

新任

男性

● 所有する当社の株式の数 10,500株

● 略歴及び当社における地位

1983年4月 当社入社

2013年6月 当社常務取締役

2009年6月 当社経理部長

2019年6月 当社常任監査役（常勤）、

2011年6月 当社取締役

現在に至る

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの財務及び内部監査に関する豊富な知見を有しており、これまで取締役及び常任監査役（常勤）として、その職責をいずれも適切に果たしてきたものと考え、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

● 取締役会及び監査役会への出席状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

取締役会 12回中12回出席 監査役会 13回中13回出席

2

うら い けい じ
浦井啓至

(1963年7月18日生)

新任

男性

● 所有する当社の株式の数 2,100株

● 略歴及び当社における地位

1986年4月 当社入社

2019年6月 当社リスク管理室長

2018年6月 当社計画管理部長兼IT推進部長

2020年6月 当社常任監査役（常勤）、

2019年6月 当社執行役員

現在に至る

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業及び内部監査に関する豊富な知見を有しており、現在、常任監査役（常勤）として、その職責を適切に果たしているものと考え、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

● 取締役会及び監査役会への出席状況（2020年6月18日から2021年3月31日まで）

取締役会 10回中10回出席 監査役会 10回中10回出席

3

あら お こう ぞう
荒尾幸三

(1946年1月20日生)

社外 独立 新任 男性

● 所有する当社の株式の数 252株

● 略歴及び当社における地位

1971年7月 弁護士登録

2010年6月 当社監査役、現在に至る

1996年4月 大阪弁護士会副会長（1997年
3月退任）

● 重要な兼職の状況

弁護士

日本毛織株式会社 社外取締役

ホソカワミクロン株式会社 社外監査役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってこられた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、監査等委員会の委員長として、同委員会の公正性・客観性を確保し、その実効性向上に貢献いただくことを期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

● 社外取締役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が選任されることを条件に、指定を継続する予定であります。

同氏は、2010年6月から当社の子会社（特定関係事業者）である住之江興業株式会社の監査役に就任しております。

● 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第33条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏が選任された場合、当該契約と同内容の契約を継続する予定であります。

● 取締役会及び監査役会への出席状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

取締役会 12回中12回出席 監査役会 13回中13回出席

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

● 所有する当社の株式の数 0株

● 略歴及び当社における地位

1976年4月	株式会社住友銀行入行	2011年4月	同行頭取兼最高執行役員（2017年4月退任）
2003年6月	株式会社三井住友銀行執行役員		
2006年10月	同行常務執行役員	2017年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長
2007年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員	2017年6月	同社取締役執行役社長
2007年6月	同社取締役	2019年4月	同社取締役会長、現在に至る
2009年4月	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員	2020年6月	当社監査役、現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社小松製作所 社外取締役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

● 社外取締役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が選任されることを条件に、指定を継続する予定であります。

同氏が社外取締役を務める大正製薬ホールディングス株式会社の子会社である大正製薬株式会社が販売する「パブロンマスク365」の光触媒の効果に関する表示について問題があるとして、2019年7月、消費者庁から措置命令が出されており、現在係争中であります。

● 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第33条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏が選任された場合、当該契約と同内容の契約を継続する予定であります。

● 取締役会及び監査役会への出席状況（2020年6月18日から2021年3月31日まで）

取締役会 10回中8回出席 監査役会 10回中8回出席

5

三木章平

(1960年3月30日生)

社外 独立 新任 男性

- 所有する当社の株式の数 0株
- 略歴及び当社における地位

1982年4月 日本生命保険相互会社入社 2015年3月 同社取締役専務執行役員 2016年3月 同社取締役(2016年7月退任) 2016年4月 三井生命保険株式会社(現大樹生命保険株式会社)代表取締役副社長執行役員(2018年3月退任)	2018年6月 公益財団法人日本生命済生会理事長、現在に至る
---	--------------------------------
- 重要な兼職の状況
 - 公益財団法人日本生命済生会 理事長
 - 相鉄ホールディングス株式会社 社外監査役
- 当社との間の特別の利害関係
 - なし
- 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、生命保険会社の業務執行取締役として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。
- 社外取締役候補者に関する事項

当社は、同氏が選任されることを条件に、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

6

井越登茂子

(1953年12月12日生)

社外

独立

新任

女性

- 所有する当社の株式の数 0株
- 略歴及び当社における地位

1980年 4月 検事任官 2009年 1月 松江地方検察庁検事正 2011年 4月 最高検察庁検事 2011年11月 津地方検察庁検事正（2012年11月検事退官）	2013年 2月 弁護士登録（2020年 3月弁護士登録取消し）
--	----------------------------------
- 当社との間の特別の利害関係
なし
- 候補者とした理由及び期待される役割
同氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、法曹界における豊富な経験と専門的知見に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、主としてコンプライアンスの視点からの助言・提言を期待しております。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 社外取締役候補者に関する事項
当社は、同氏が選任されることを条件に、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 責任限定契約に関する事項
当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第25条の規定により、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

【ご参考】

本総会において、第2号議案、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の社外取締役の構成及び当社が特に期待する分野は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当	在任年数	当社が社外取締役に特に期待する分野				
			企業経営 経営戦略	財務・会計	法務 コンプライアンス リスク管理	マーケティング	指名・報酬制度
園 潔	指名委員長 報酬委員	4年	●	●			●
常 陰 均	指名委員長 報酬委員長	2年	●	●			●
肥 塚 見 春	指名委員	2年	●			●	
望 月 愛 子	報酬委員	新任	●	●		●	
荒 尾 幸 三	監査等委員長	11年			●		
國 部 毅	監査等委員 指名委員	1年	●	●			●
三 木 章 平	監査等委員 報酬委員	新任	●		●		
井 越 登 茂 子	監査等委員	新任			●		

注1. 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

2. 在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役としての在任年数を含みます。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第102期定時株主総会において、年額5億14百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額5億14百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

なお、当社における第104期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告54頁以下に記載のとおりであるところ、その内容は、本議案をご承認いただいた場合、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨及び取締役に支給する固定給（監督給）の金額を一律の固定額ではなく職責に応じた固定額とする旨の変更を行うことを予定しております。

本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、現在の取締役の報酬額や同規模会社の報酬水準、昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額90百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責とその体制、昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して定めたものであり、相当であると考えております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は6名となります。

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2019年6月21日開催の第102期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした「株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）を対象に、本制度を導入（継続）することについて、改めてご承認をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとし、本制度の詳細につきましては、下記2の範囲内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社における第104期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告54頁以下に記載のとおりであるところ、その内容は、本議案をご承認いただいた場合、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨及び取締役を支給する固定給（監督給）の金額を一律の固定額ではなく職責に応じた固定額とする旨の変更を行うことを予定しております。本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い改めてご承認をお願いするものであり、本制度の内容は、すでにご承認いただきました内容と実質的に同一であることから、相当であると考えております。

また、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠のものとなります。

なお、現在、本制度の対象となる取締役の員数は5名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した時であります。

ア、 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
イ、 対象期間	2019年6月21日開催の第102期定時株主総会終結の時から同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
ウ、 イの対象期間において、アの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金1億50百万円 （1年あたり50百万円相当）
エ、 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
オ、 アの対象者に付与されるポイント総数の上限	1年あたり20,000ポイント
カ、 ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
キ、 アの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1億50百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします（すでに設定済みです。）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得いたします（すでに取得済みです。）。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬及び信託管理人報酬等の必要費用の見込額をあわせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様とします。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているものの、いまだ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

ア、取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与いたします。

但し、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1年あたり20,000ポイントを上限といたします。

イ、付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、付与されたポイントの数に応じて、下記ウの手続きに従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株といたします。したがって、取締役に付与される1年あたりのポイント数の上限に相当する株式数は20,000株です。但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

ウ、取締役に対する当社株式の交付の方法及び条件等

各取締役に対する上記イの当社株式の交付は、原則として各取締役が当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した時において、所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。

但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2度にわたり緊急事態宣言が発出され、経済活動が抑制されるなど、極めて厳しい状況のうちに推移いたしました。

このような経済情勢の下におきまして、当社グループでは、運輸業を中心に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた結果、営業収益は1,908億13百万円（前期比16.3%減）となり、費用の削減に努めたものの、営業利益は55億52百万円（前期比84.2%減）、経常利益は18億54百万円（前期比94.1%減）にとどまりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は18億61百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益208億11百万円）となりました。

以下、各事業（セグメント）につきまして、事業の概況をご報告申し上げます。

連結業績

営業収益	1,908億13百万円 前期比 16.3%減 ▼	営業利益	55億52百万円 前期比 84.2%減 ▼
経常利益	18億54百万円 前期比 94.1%減 ▼	親会社株主に 帰属する 当期純損失	18億61百万円 前期比 —



運輸業

営業
収益

665億66百万円

前期比
34.1%減
↓

営業
損失

135億99百万円

前期比
—

鉄道事業におきましては、営業面では、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の拡がりやインバウンド需要の消失を受け、昨年4月から特急ラピートの一部列車及び観光列車「天空」を運休いたしました。一方、感染拡大の収束後を見据えた需要喚起施策及び沿線活性化施策といったしまして、大手旅行会社とのタイアップにより、運休中の特急ラピートを有効活用した貸切ツアーの実施や、高野山と高野山麓エリアへの来訪者層の拡大と回遊性向上を目的に、高野線極楽橋駅のリニューアルを実施したほか、高野町と共同で1万人を高野山へ無料でご招待する「高野山1万人ご招待キャンペーン」を実施いたしました。また、橋本市等と協働で紀伊清水駅の駅舎をリノベーションし、伝統工芸品の製作体験工房をオープンいたしました。施設・車両面では、駅トイレのリニューアルを計画的に推進する一方、南海線新今宮駅のリニューアル工事に着手いたしました。また、難波駅・新今宮駅・天下茶屋駅の座席指定券自動販売機を更新し、操作画面の多言語表示に対応するとともに、交通系ICカードでの購入を可能とするなど、旅客サービスの改善と利便性向上をはかりました。このほか、高野線に8300系新造車両12両を投入したほか、保有する全車両の座席、吊り手、手すり及び窓等への抗ウイルス・抗菌材の噴霧加工や自動券売機及び自動精算機のタッチパネルに抗ウイルス・抗菌シートの貼付を実施するなど、お客さまに安全に安心してご利用いただけるよう努めました。

バス事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、空港リムジンバスをはじめ、高速バスや貸切バス等で、運休・減便等を余儀なくされました。一方、お客さまに安全に安心してご利用いただくために、人と人との接触機会を最小限にとどめつつ、お客さまの利便性向上をはかるため、和歌山バス株式会社において、昨年4月、PiTaPaをはじめとする交通系ICカードによる乗車サービスを開始したほか、熊野御坊南海バス株式会社において、同月、バス車内及び切符売り場窓口に電子決済サービス「PayPay」を導入するとともに、7月には、定期観光バス及び白浜空港リムジンバスの乗車券のインターネット販売を開始いたしました。

海運業におきましては、和歌山県と徳島県の観光振興及び交流促進のため、和歌山県又は徳島

県内の宿泊施設に宿泊した場合、乗用車・二輪車の運賃を半額とするキャンペーンを実施し、航路の利用促進をはかりました。

以上のような諸施策を進めましたが、運輸業の営業収益は665億66百万円（前期比34.1%減）となり、遺憾ながら135億99百万円の営業損失（前期は営業利益129億53百万円）となりました。



不動産賃貸業におきましては、昨年4月、大阪府茨木市において、関西圏における一大物流拠点として、北大阪トラックターミナル1号棟を竣工させたほか、隣接地との一体的な開発を進めるため、「大阪府食品流通センター」の再開発を推進いたしました。また、昨年6月、和歌山市駅活性化計画において建設を進めてまいりました「キーノ和歌山」を開業し、地元の食材が並ぶスーパーマーケットや県内の人気飲食店を誘致するとともに、7月には、「カンデオホテルズ南海和歌山」がオープンいたしました。

駅を拠点としたまちづくりにおきましては、なんばエリアにおいて、大阪市との官民協働事業である「なんば駅周辺における空間再編推進事業」に取り組むとともに、当該事業やなにわ筋線事業とのシナジー効果が期待できる開発とポートフォリオの充実を目的として、エリア内の既存物件の取得を進めました。また、なんばエリア全体の魅力向上とにぎわいの創出に貢献していくため、難波中二丁目開発計画に参画いたしました。泉北エリアでは、「いずみがおか広場」において、キッチンカーやフードトラック等の地元事業者の出店を誘致するなど、駅前としてのにぎわいづくりに努めるとともに、ニュータウン再生の先駆けとして、駅前活性化に向けた環境整備を進めました。

不動産販売業におきましては、南海くまとり・つばさが丘において、新街区「ソラテラス」の分譲を開始したほか、各エリアの特性に合わせた戸建住宅ブランド「ヴェリテコート」シリーズの販売に努めました。また、当社沿線にあつては三国ヶ丘、沿線外では大阪府守口市において、

当社グループの分譲マンションブランド「ヴェリテ」シリーズの販売を展開いたしました。

以上のような諸施策を進めましたが、不動産販売業においてマンション販売が減少したことに加え、不動産賃貸業において新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこと等により、不動産業の営業収益は417億77百万円（前期比3.9%減）となり、営業利益は128億78百万円（前期比6.9%減）となりました。



ショッピングセンターの経営におきましては、昨年4月に発出された緊急事態宣言に伴い、4月上旬から5月中旬まで、各施設を休業いたしました。このほか、政府や自治体からの要請により、飲食店等の一部で営業時間を短縮した期間がありましたが、各施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気の強化やソーシャル・ディスタンスの確保等に十分配慮し、お客さまに安心してご来店いただけるよう努めました。また、昨年10月、なんばパークスにおいて、株式会社おやつタウンが運営する都市型テーマパーク「リトルおやつタウンNamba」を誘致し、幅広い年齢層の集客に注力いたしました。

駅ビジネス事業におきましては、駅構内やekimo等の施設において、コロナ禍により需要が高まったテイクアウトにも対応可能な店舗の誘致に努めました。

以上のような諸施策を進めましたが、流通業の営業収益は253億12百万円（前期比21.7%減）となり、営業利益は18億83百万円（前期比50.9%減）となりました。



レジャー・サービス業

営業
収益

347億56百万円

前期比
19.1%減
↓

営業
利益

22億85百万円

前期比
17.3%減
↓

ポートレース施設賃貸業におきましては、コロナ禍による無観客でのレース期間中においても、インターネットによる投票が好調に推移したことが寄与し、増収となりました。

ビル管理メンテナンス業におきましては、既存管理物件において提供するサービスの品質向上に努めるとともに、商業施設、医療機関、ホテル及び公共施設等の新規管理物件の受託と設備工事の受注に努めました。

葬祭事業におきましては、小規模な葬儀スタイルのニーズの高まりに伝えるため、昨年5月、ティアとして関西初となる家族葬専用ホール「ティア堺伏尾」を開業いたしました。

その他といたしましては、シニアビジネス事業の業容拡大をはかるため、昨年6月、当社グループの2号店となるサービス付き高齢者向け住宅「南海ライフリレーション岸和田吉井」の入居を開始いたしました。

しかしながら、ビル管理メンテナンス業において設備工事収入が減少したこと等により、レジャー・サービス業の営業収益は347億56百万円（前期比19.1%減）となり、営業利益は22億85百万円（前期比17.3%減）となりました。



建設業

営業
収益

454億90百万円

前期比
10.7%増
↑

営業
利益

16億99百万円

前期比
26.2%減
↓

建設業におきましては、民間住宅工事のほか、ホテル、学校施設等の民間非住宅工事や公共工事の受注活動に注力いたしました。

この結果、完成工事高の増加等により、建設業の営業収益は454億90百万円（前期比10.7%増）となったものの、利益率の低下等により営業利益は16億99百万円（前期比26.2%減）となりました。

その他の事業

営業
収益

30億27百万円

前期比
13.6%減
↓

営業
利益

2億48百万円

前期比
17.3%増
↑

その他の事業におきましては、営業収益は30億27百万円（前期比13.6%減）となり、営業利益は2億48百万円（前期比17.3%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大は、急速なオンライン化やライフスタイルの変化といった社会の変容や、近年の成長エンジンであったインバウンド需要の消失など、当社グループが前提としていた経営環境の急変をもたらしました。

このように、これまでの延長線上にはない、先行き不透明な経営環境に直面していることから、当社グループでは、2021年度をスタートとする次期中期経営計画の具体化は見送り、同年度の1年間を対象とする短期計画を策定し、現在推進しております。同計画においては、安全確保を前提としたうえで、コスト削減を中心とする抜本的な事業構造改革に最優先で取り組む一方、この危機を変革の契機ととらえ、ポストコロナ時代のサービスのあり方の追求や地域共創型のまちづくり、デジタル化の推進など、中長期的な成長に向けた布石を打つことで、サステナブル経営につながる「持続的な企業価値の向上」と「持続可能な社会の実現」の両立をめざしてまいります。また、その実現に向けたコーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、当社は、第104期定時株主総会のご承認を得たうえで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化をはかるとともに、業務執行の機動性を向上させることにより、「モニタリング・ボード」への移行を志向してまいります。

この計画に基づき、グループの総力を結集し、各種施策を着実に遂行することにより、現下の難局を乗り越え、「南海グループ経営ビジョン2027」でありたき姿に掲げる「満足と感動の提供を通じて、選ばれる沿線、選ばれる企業グループとなる」ことをめざしてまいります。

2021年度計画／基本方針

ア、短期施策：コスト削減を中心とした事業構造改革

公共交通サービスの安定的・持続的な提供のため、組織のスリム化やデジタル活用による業務プロセスの効率化、外注コストの削減、グループ事業の立て直しなど、コスト削減を中心とした事業構造改革に集中的に取り組み、悪化した財務基盤の立て直しをはかる。

イ、中長期施策：今後の成長を見据えた取組みの推進

(ア) サステナブル経営のさらなる推進

公共交通サービスを基軸に、沿線価値向上に向けたさまざまな事業活動を展開することで中長期的な企業価値の向上をはかるといふこれまでの取組みをベースとして、持続可能な社会の実現に向けた姿勢を示す「サステナビリティ方針」と、SDGsの視点を取

り入れた「サステナブル重要テーマ（マテリアリティ）」に基づき、長期的な視点で各取り組みを進めることで、サステナブル経営のさらなる推進と浸透をはかる。

(イ) まちづくりの推進

地域に根ざす企業グループだからこそできる長期的視点で地域とともに活性化策に取り組むことにより、沿線の「暮らす・働く・訪れる」価値を高め、沿線人口の社会増につなげる。

その実現に向けて、南海グループが一体となり、ストレスフリーな移動や駅を拠点としたまちづくり等に取り組む。

また、観光や地場産業の振興、起業家支援、環境保全等を通じた地域活性化については、南海グループが地域におけるさまざまな関係者の連携やそのための仕組みづくりに積極的に関わり、行政や企業等と協働して推進する。

(ウ) 鉄道事業

デジタル技術の活用により、安全・安心で良質な交通サービス水準の維持・向上をはかりつつ業務プロセスの効率化を徹底し、長期的な移動需要の減少に耐えうる事業構造を構築する。

2021年度は、AIによる旅客案内やクレジットカードを用いた乗降等の実証実験の実施、保守管理業務における新技術の導入を推進する。

なにわ筋線事業については、引き続き2031年春の開業をめざして推進する。

(エ) 不動産事業

投資案件の優先順位付けを徹底し、まずは「なんばエリア」「泉北ニュータウン」「物流賃貸事業」に投資を集中する。

2021年度は、なんばエリアにおいては、南海ターミナルビル周辺における開発を中心に取り組み、泉北ニュータウンでは泉ヶ丘駅前活性化計画とスマートシティ構想の具現化に注力する。物流賃貸事業は、北大阪流通センター高度利用化計画を推進する。

また、資金面の制約を緩和し、開発スピードを維持しつつ、周辺事業を含めた収益拡大をめざすため、不動産回転型ビジネスの始動に向けて取り組む。

(オ) 新たな成長モデルの構築

バス事業のビジネスモデルの再構築、データとデジタル技術の活用による既存サービスの変革と新たな付加価値の創造、新規事業の展開など、ポストコロナ時代における新たな成長モデルの構築に取り組む。

(3) 資金調達の状況

設備資金等に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの123億50百万円をはじめ所要の借入を行うとともに、当社におきまして、借入金返済資金等に充当するため、2020年6月4日に第47回無担保社債100億円、第48回無担保社債100億円及び第49回無担保社債100億円を、2020年11月27日に第50回無担保社債100億円を、それぞれ発行いたしました。

なお、当期末の借入金及び社債の残高は5,064億75百万円となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績の悪化を受け、手元資金を積み増したこともあり、前期末に比し385億22百万円の増加となりました。

(4) 設備投資等の状況

- ① 当期中に完成した主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

和歌山市駅活性化計画 駅施設改良工事

鉄道車両新造工事（12両）

バス車両新造工事（56両）

不動産業

大阪市中央区難波 難波フロントビル取得

和歌山市駅活性化計画 ホテル棟及び商業棟（キーノ和歌山）建設工事

北大阪トラックターミナル新1号棟建設工事

大阪府食品流通センター新A棟建設工事

- ② 当期末現在施行中の主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線石津川駅・羽衣駅間（堺市内）連続立体交差化工事

南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事

鉄道車両新造工事（12両）

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第101期 (2017年度)	第102期 (2018年度)	第103期 (2019年度)	第104期 (2020年度) (当期)
営業収益 (百万円)	227,874	227,424	228,015	190,813
経常利益 (百万円)	29,733	23,898	31,677	1,854
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,719	13,023	20,811	△1,861
1株当たり当期純利益 (円)	129.85	114.90	183.68	△16.44
総資産 (百万円)	902,045	918,385	925,058	962,229
純資産 (百万円)	232,835	241,561	256,003	258,569

注1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を除いて算出しております。

2. △は、損失を示しております。

3. 第101期においては、期中の2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

4. 第102期から、『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しているため、第101期についても、当該会計基準等が適用されたものとして、総資産を算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
泉北高速鉄道株式会社	4,000百万円	99.94% (100.00%)	鉄道事業、不動産賃貸業
南海バス株式会社	100百万円	100.00%	バス事業
関西空港交通株式会社	96百万円	100.00%	バス事業
徳島バス株式会社	144百万円	51.80%	バス事業
南海フェリー株式会社	100百万円	100.00%	海運業
南海車両工業株式会社	80百万円	100.00%	車両整備業
南海不動産株式会社	100百万円	100.00%	不動産販売業
南海商事株式会社	70百万円	100.00%	駅ビジネス事業
株式会社南海国際旅行	100百万円	99.44%	旅行業
住之江興業株式会社	400百万円	63.18%	ボートレース施設賃貸業
南海ビルサービス株式会社	100百万円	90.09% (100.00%)	ビル管理メンテナンス業
南海辰村建設株式会社	2,000百万円	57.69% (63.18%)	建設業

注 () 内数字は、当社の子会社の持株数を含めた持株比率であります。

(7) 主要な事業内容、営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当社グループは、運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業及びその他の事業を営んでおります。

なお、主要な営業所等は、次のとおりであります。

会 社 名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
当 社 (本社：大阪市)	鉄道事業	営業キロ程 154.8km (大阪府、和歌山県) 駅 数 100駅 車 両 数 696両
	不動産賃貸業	南海ビル、なんばスカイオ、パークスタワー、 スイスホテル南海大阪、南海堺東ビル、 南海堺駅ビル (以上大阪府)、 キーノ和歌山 (和歌山県)
	不動産販売業	南海橋本林間田園都市 (和歌山県)、南海美加の台、 南海くまとり・つばさが丘 (以上大阪府)
	ショッピング センターの経営	なんばCITY、なんばパークスShops&Diners (以上大阪府)
泉北高速鉄道株式会社 (本社：大阪府和泉市)	鉄道事業	営業キロ程 14.3km (大阪府) 駅 数 6 駅 車 両 数 112両
	不動産賃貸業	東大阪流通センター、北大阪流通センター (以上大阪府)
南海バス株式会社 (本社：大阪府堺市)	バス事業	営 業 所 堺営業所、泉北営業所、東山営業所、 空港営業所、河内長野営業所、 光明池営業所 (以上大阪府) 路 線 一般乗合バス95路線、高速バス7路線、 空港リムジンバス6路線 車 両 数 485両
関西空港交通株式会社 (本社：大阪府泉佐野市)	バス事業	営 業 所 りんくう営業所 (大阪府) 路 線 空港リムジンバス25路線 車 両 数 104両

会 社 名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
徳島バス株式会社 (本社：徳島市)	バス事業	営業所 北島営業所、徳島営業所、万代営業所、 鳴門営業所、鴨島営業所（以上徳島県） 路線 一般乗合バス39路線、高速バス10路線 車両数 239両
南海フェリー株式会社 (本社：和歌山市)	海運業	営業所 和歌山営業所（和歌山県）、 徳島営業所（徳島県） 営業航路 和歌山港－徳島港 船舶数 2隻
南海車両工業株式会社 (本社：大阪府堺市)	車両整備業	堺工場、千代田工場、吉見工場（以上大阪府）
南海不動産株式会社 (本社：大阪市)	不動産販売業	彩の台販売センター（和歌山県）、 つばさが丘販売センター（大阪府）
南海商事株式会社 (本社：大阪市)	駅ビジネス事業	駅売店（大阪府内11店舗、和歌山県内2店舗）、 ショップ南海（大阪府内24か所）、 N.KLASS（大阪府内3か所）、 ekimo天王寺・なんば・梅田（以上大阪府）
株式会社南海国際旅行 (本社：大阪市)	旅行業	東京営業支店（東京都）、和歌山営業支店（和歌山県）、 福岡営業支店（福岡県）
住之江興業株式会社 (本社：大阪市)	ボートレース 施設賃貸業	ボートレース住之江（大阪府）
南海ビルサービス株式会社 (本社：大阪市)	ビル管理 メンテナンス業	東京支店（東京都）、泉佐野営業所（大阪府）、 神戸営業所（兵庫県）、徳島営業所（徳島県）
南海辰村建設株式会社 (本社：大阪市)	建設業	東京支店（東京都）、和歌山営業所（和歌山県）

注 泉北高速鉄道株式会社の鉄道事業の駅数には、当社との共同使用駅である中百舌鳥駅が含まれております。

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
9,133名	72名減

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	81,265百万円
株式会社三菱UFJ銀行	30,448百万円
三井住友信託銀行株式会社	27,471百万円
株式会社三井住友銀行	25,921百万円

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 113,402,446株 (自己株式66,196株を含む。)
- ③ 株 主 数 50,867名 (前期末比1,983名減)
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,280千株	5.54%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,170千株	5.44%
日本生命保険相互会社	2,484千株	2.19%
三井住友信託銀行株式会社	1,516千株	1.34%
株式会社三菱UFJ銀行	1,473千株	1.30%
株式会社三井住友銀行	1,429千株	1.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	1,420千株	1.25%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,405千株	1.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,374千株	1.21%
株式会社池田泉州銀行	1,289千株	1.14%

注 持株比率は、自己株式 (66,196株) を除いて計算しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬として株式交付信託が所有する当社株式 (64,900株) は含まれておりません。

⑤ 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く。)	1,400株	1名

注 上記株式は、株式報酬として、株式交付信託を通じて交付したものであります。なお、当社の役員向け株式報酬の内容につきましては、後記(2)会社役員に関する事項の「③役員の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2021年3月31日現在）

地 位		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 兼CEO	社 長	遠 北 光 彦	デジタル戦略室長、リスク管理室担当
代表取締役	専務執行役員	高 木 俊 之	まちづくり創造室・都市創造本部担当
取 締 役	常務執行役員	芦 辺 直 人	グループ統括室・総務部・人事部担当、 和歌山支社長
取 締 役	常務執行役員	浦 地 紅 陽	社長室長、経営政策室・経理部担当、東京支社長
取 締 役	常務執行役員	梶 谷 知 志	鉄道営業本部長
取 締 役		園 潔	株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 三菱UFJニコス株式会社 取締役 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取 締 役		常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社 取締役会長 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役 レンゴー株式会社 社外監査役
取 締 役		肥 塚 見 春	日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
監 査 役	常任監査役	岩 井 啓 一	(常勤)
監 査 役	常任監査役	浦 井 啓 至	(常勤)

地 位		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役		荒 尾 幸 三	弁護士 日本毛織株式会社 社外取締役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役
監 査 役		饗 庭 浩 二	星光ビル管理株式会社 代表取締役会長
監 査 役		國 部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社小松製作所 社外取締役

- 注1. 取締役 園 潔、同 常陰 均及び同 肥塚見春は、社外取締役であります。
2. 監査役 荒尾幸三、同 饗庭浩二及び同 國部 毅は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 園 潔、同 常陰 均及び同 肥塚見春並びに監査役 荒尾幸三、同 饗庭浩二及び同 國部 毅を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2020年6月18日、代表取締役 金森哲朗、監査役 勝山正章及び同 奥 正之は、任期満了により退任いたしました。
5. 同日、浦井啓至及び國部 毅は新たに監査役に就任いたしました。
6. 同日、監査役会の決議により、監査役 浦井啓至は、常任監査役に就任いたしました。
7. 取締役 常陰 均は、2020年6月26日、レンゴー株式会社の社外監査役に就任いたしました。
8. 監査役 荒尾幸三は、2020年6月19日、株式会社日本触媒の社外取締役を退任いたしました。
9. 監査役 饗庭浩二は、2020年6月26日、星光ビル管理株式会社の代表取締役社長から代表取締役会長に役位が異動いたしました。
10. 監査役 國部 毅は、2020年6月18日、株式会社小松製作所の社外取締役に就任いたしました。

11.当社は、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。
(*は取締役兼務者)

地 位	氏 名	担 当 業 務
社 長	遠 北 光 彦*	デジタル戦略室長、リスク管理室担当
専務執行役員	高 木 俊 之*	まちづくり創造室・都市創造本部担当
常務執行役員	芦 辺 直 人*	グループ統括室・総務部・人事部担当、和歌山支社長
常務執行役員	浦 地 紅 陽*	社長室長、経営政策室・経理部担当、東京支社長
常務執行役員	梶 谷 知 志*	鉄道営業本部長
上席執行役員	佃 吉 朗	グループ統括室長
上席執行役員	清 原 康 仁	インバウンド・万博IR推進室長
上席執行役員	西 山 哲 弘	都市創造本部長
上席執行役員	大 塚 貴 裕	経理部長
執行役員	岡 本 圭 祐	リスク管理室長
執行役員	吉 田 行 成	鉄道営業本部副本部長、安全推進部長
執行役員	和 田 真 治	まちづくり創造室長
執行役員	二 栢 義 典	経営政策室長、デジタル戦略室副室長
執行役員	西 川 孝 彦	交通政策室長
執行役員	川 田 均	都市創造本部副本部長
執行役員	岡 嶋 信 行	鉄道営業本部副本部長、運輸部長
執行役員	齊 藤 裕 典	総務部長、業務改革推進部長、グループ事業部長

2020年6月18日、川田均、岡嶋信行及び齊藤裕典は新たに執行役員に、上席執行役員 梶谷知志は常務執行役員に、執行役員 大塚貴裕は上席執行役員に、それぞれ就任いたしました。

当期中の担当の異動は、次のとおりであります。

異動日：2020年6月18日

氏名	新	旧
遠北光彦	デジタル戦略室長、リスク管理室担当	リスク管理室担当
高木俊之	まちづくり創造室・都市創造本部担当	グレーターなんば創造室・都市創造本部担当
芦辺直人	グループ統括室・総務部・人事部担当、和歌山支社長	グループ統括室長、和歌山支社長、総務部・人事部担当
浦地紅陽	社長室長、経営政策室・経理部担当、東京支社長	社長室長、経営政策室長、東京支社長、経理部・IT推進部担当
佃吉朗	グループ統括室長	ブランド戦略室長
岡本圭祐	リスク管理室長	グループ事業部長
吉田行成	鉄道営業本部副本部長、安全推進部長	安全推進部長
和田真治	まちづくり創造室長	グレーターなんば創造室長
二栢義典	経営政策室長、デジタル戦略室副室長	経営企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに定款第25条及び第33条の規定により、取締役 園 潔、同 常陰 均及び同 肥塚見春並びに監査役 荒尾幸三、同 饗庭浩二及び同 國部 毅との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員の報酬等

ア、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2019年5月14日開催の取締役会及び同年6月21日開催の第102期定時株主総会における決議により、次のとおり役員個人の報酬等の額又はその算定方法等の決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

<決定方針の内容の概要>

取締役及び役付執行役員（執行役員のうち上席執行役員以上の者）の報酬を監督給と執行給に区分する。

（ア）監督給

取締役に対して、固定かつ一律同額を金銭で毎月支給する。

（イ）執行給

基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、役付執行役員に対して支給する。

報酬の構成割合については、業績向上へのインセンティブを高めること、株主価値や株価を意識した経営の浸透をはかることを勘案して、基本報酬60：賞与25：株式報酬15とする。

a. 基本報酬

役割・責任に応じた固定額を、金銭で毎月支給する。

b. 賞与

当該事業年度の会社業績と個人業績に基づき算定した額を、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に一括して金銭で支給する。

会社業績部分と個人業績部分の比率は、70：30とする。但し、社長は会社業績のみで算定する。

（a）会社業績部分

会社業績部分は、条件指標があらかじめ定める水準をクリアした場合に、目標指標の達成状況に応じて算定し、支給する。

条件指標

事業年度ごとに一定水準の利益が確保され、安定的な配当が行えることを支給の条件として考え、親会社株主に帰属する当期純利益を条件指標とする。当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が、過去5年間における最高値及び最低値を除いた平均値の70%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。

目標指標

「南海グループ経営ビジョン2027」の達成に向けたインセンティブを高めるため、同ビジョンの数値目標である連結営業利益を目標指標とする。期初に策定する予算に対する達成率について、80%から120%の間で直線的（比例的）に支給率に反映させることとし、標準額を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動する。なお、達成率が80%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。

(b) 個人業績部分

各人が毎事業年度定める目標の総合達成度を社長が4段階で評価し、その評価に基づき支給率を決定する。標準額を100%とした場合、支給額は0%又は70%から130%の間で変動する。

c. 株式報酬

役付執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役付執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入する。

本制度においては、第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点までの3年間（以下「対象期間」という。）に在任する役付執行役員に対して当社株式が交付される。その仕組みは、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により当社株式を取得し、当社が各役付執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役付執行役員に対して交付される。

役付執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該役付執行役員の退任時とする。

なお、対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができることとする。

イ、取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額につきましては、2019年6月21日開催の第102期定時株主総会において、限度額を年額5億14百万円（うち社外取締役50百万円。使用人分給与は含まず。）（当時の対象員数9名（うち社外取締役3名））と定めております。

また、同総会において、上記とは別枠で、同総会終結の時から同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの対象期間（取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することがあります。）に在任する取締役（社外取締役を除きます。）（当時の対象員数6名）に対し、株式交付信託を通じて株式報酬を支給することを決議しており、対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を、合計1億50百万円（1年あたり50百万円相当）と定めております。なお、これにより取締役に交付する当社株式の総数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1年あたり20,000株としております。

監査役の報酬額につきましては、1997年6月27日開催の第80期定時株主総会において、限度額を月額7百万円（当時の対象員数4名）と定めております。

ウ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額の決定につきましては、当社の業務執行を統括し、その成果について最終的な責任を負う立場にあることから、代表取締役社長の遠北光彦に一任しております。同氏は、決定方針に基づき、役位・職責に応じた報酬等の額の決定及び個人業績の評価・決定を行う権限を付与されておりますが、その決定にあたっては、外部調査機関による役員報酬調査データを参考にするほか、同氏及び社外取締役を構成員とする報酬委員会（委員長：社外取締役）の承認を経なければならないこととしております。また、決定方針を改定する場合は、取締役会の決議に先立ち、その内容について報酬委員会で審議いたします。

エ、役員報酬等の額

(ア) 当期に係る報酬等の額

当期に係る報酬等の額は、次のとおりであります。なお、当期に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会において、決定方針に沿っていることを審議のうえ、その承認を経ており、決定プロセスの公正性・客観性・透明性が確保されていることから、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

区 分	員 数	報酬総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	賞与	株式報酬
取締役 (うち社外)	9名 (3名)	217百万円 (25百万円)	185百万円 (25百万円)	－ (－)	32百万円 (－)
監査役 (うち社外)	7名 (4名)	72百万円 (25百万円)	72百万円 (25百万円)	－	－

- 注1. 賞与は、当期に係る役員賞与引当金繰入額であります。当期の計上はありません。
2. 株式報酬は、当期中に付与されたポイントに係る費用計上額であります。
3. 監査役報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、監査役協議により決定しております。
4. 社外監査役1名は、当社の子会社である住之江興業株式会社から、同社の役員報酬として1百万円の支給を受けております。
5. 上記のほか、取締役を兼務しない役付執行役員4名に対する報酬等の額は、次のとおりであります。

報酬総額	報酬等の種類別の総額		
	固定報酬	賞与	株式報酬
88百万円	72百万円	－	16百万円

なお、新型コロナウイルス感染拡大による厳しい経営環境に鑑み、2020年7月31日開催の報酬委員会において、役付執行役員の報酬の減額について審議し、当期に係る賞与の支給は見送ることとしております。

(イ) 前期に係る報酬等のうち、当期中に支払った報酬等の額

前期に係る賞与として、取締役6名（社外取締役を除く。）に対し58百万円を、取締役を兼務しない役付執行役員3名に対し20百万円を、それぞれ支給いたしました。

なお、これらの金額には、前期の事業報告に記載した賞与55百万円及び19百万円（役員賞与引当金繰入額）が、それぞれ含まれております。

④ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア、他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	園 潔	株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取 締 役	常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社 取締役会長 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役 レンゴー株式会社 社外監査役（2020年6月26日就任）
取 締 役	肥 塚 見 春	日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
監 査 役	荒 尾 幸 三	日本毛織株式会社 社外取締役 株式会社日本触媒 社外取締役（2020年6月19日退任） ホソカワミクロン株式会社 社外監査役
監 査 役	饗 庭 浩 二	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長（2020年6月26日まで） 同社 代表取締役会長（2020年6月26日から）
監 査 役	國 部 毅	大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社小松製作所 社外取締役（2020年6月18日就任）

- 注1. 株式会社三菱UFJ銀行は、当社の大株主であり、当社は、同行との間で資金借入等の取引を行っております。
2. 三井住友信託銀行株式会社は、当社の大株主であり、当社は、同社との間で資金借入等の取引を行っております。
3. その他の兼職先と当社との間に、開示すべき関係はありません。

イ、主な活動状況

取締役 園 潔、同 常陰 均及び同 肥塚見春は、上場会社の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の構成員として審議に臨み、指名プロセス及び報酬決定プロセスの公正性・客観性・透明性の確保に努めました。

監査役 荒尾幸三、同 饗庭浩二及び同 國部 毅は、取締役会に出席し、審議内容の確認を行うとともに、監査役会や代表取締役との面談において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査の充実に努めました。

なお、取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	
取 締 役	園 潔	取締役会 12回中11回出席	
取 締 役	常 陰 均	取締役会 12回中11回出席	
取 締 役	肥 塚 見 春	取締役会 12回中12回出席	
監 査 役	荒 尾 幸 三	取締役会 12回中12回出席	監査役会 13回中13回出席
監 査 役	饗 庭 浩 二	取締役会 12回中12回出席	監査役会 13回中13回出席
監 査 役	國 部 毅	取締役会 10回中8回出席	監査役会 10回中8回出席

(3) 会計監査人に関する事項

① 名 称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	金 額
ア、会計監査人の報酬等の額	80百万円
イ、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	154百万円

注1. 監査役会は、前期の監査方法等の実績を分析・評価し、さらに期初の監査計画と実績・監査結果の対比を踏まえ、当期の監査計画における監査時間・配員計画のほか、監査法人の監査の品質等を検討した結果、報酬額の見積りは相当であると判断し、報酬等の額に同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	101,068
現金及び預金	41,856
受取手形及び売掛金	26,133
商品及び製品	16,459
仕掛品	541
原材料及び貯蔵品	2,851
その他	13,368
貸倒引当金	△ 141
固定資産	861,161
有形固定資産	805,293
建物及び構築物	368,544
機械装置及び運搬具	30,657
土地	361,396
建設仮勘定	39,715
その他	4,980
無形固定資産	11,130
投資その他の資産	44,737
投資有価証券	31,025
長期貸付金	50
退職給付に係る資産	1,831
繰延税金資産	3,218
その他	9,007
貸倒引当金	△ 396
資産合計	962,229

科目	金額
負債の部	
流動負債	171,613
支払手形及び買掛金	20,665
短期借入金	85,777
未払法人税等	2,102
賞与引当金	2,413
完成工事補償引当金	1,573
その他	59,080
固定負債	532,046
社債	130,000
長期借入金	290,698
繰延税金負債	40,087
再評価に係る繰延税金負債	18,726
退職給付に係る負債	18,128
その他	34,406
負債合計	703,660
純資産の部	
株主資本	203,198
資本金	72,983
資本剰余金	28,139
利益剰余金	102,427
自己株式	△ 351
その他の包括利益累計額	43,300
その他有価証券評価差額金	8,758
土地再評価差額金	33,393
退職給付に係る調整累計額	1,149
非支配株主持分	12,069
純資産合計	258,569
負債純資産合計	962,229

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		190,813
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	178,453	
販売費及び一般管理費	6,807	185,261
営業利益		5,552
営業外収益		
受取利息及び配当金	756	
その他の収益	938	1,695
営業外費用		
支払利息及び社債利息	4,149	
その他の費用	1,244	5,393
経常利益		1,854
特別利益		
原状回復負担金等収入	1,230	
補助金	416	
工事負担金等受入額	330	
その他の利益	372	2,349
特別損失		
減損損失	2,120	
建替関連損失	1,867	
新型コロナウイルス感染症による損失	458	
工事負担金等圧縮額	326	
固定資産除却損	57	
その他の損失	569	5,400
税金等調整前当期純損失		1,197
法人税、住民税及び事業税	2,259	
法人税等調整額	△ 1,921	338
当期純損失		1,535
非支配株主に帰属する当期純利益		326
親会社株主に帰属する当期純損失		1,861

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	51,683	流動負債	185,116
現金及び預金	29,338	短期借入金	78,640
未収運賃	3,213	未払金	10,567
未収金	3,136	未払費用	3,066
未収収益	1,322	未払消費税等	2,216
短期貸付金	2,807	未払法人税等	674
有価証券	10	預り連絡運賃	1,670
販売土地及び建物	7,130	預り金	55,890
貯蔵品	1,965	前受運賃	2,449
前払費用	398	前受金	27,433
未収法人税等	1,974	前受収益	1,375
その他の流動資産	789	賞与引当金	910
貸倒引当金	△ 404	事業整理損失引当金	222
固定資産	810,468	固定負債	481,046
鉄道事業固定資産	282,763	社債	130,000
開発関連及び付帯事業固定資産	337,003	長期借入金	269,985
各事業関連固定資産	5,352	繰延税金負債	26,988
建設仮勘定	36,982	再評価に係る繰延税金負債	18,044
投資その他の資産	148,366	退職給付引当金	12,327
関係会社株式	106,155	役員株式給付引当金	73
投資有価証券	20,719	関係会社事業損失引当金	27
関係会社出資金	1,475	建替関連損失引当金	760
出資金	400	資産除去債務	197
長期貸付金	17,422	その他の固定負債	22,644
長期前払費用	1,376	負債合計	666,163
その他の投資等	2,154	純資産の部	
貸倒引当金	△ 1,337	株主資本	157,770
		資本金	72,983
		資本剰余金	28,094
		資本準備金	25,179
		その他資本剰余金	2,915
		利益剰余金	57,043
		その他利益剰余金	57,043
		固定資産圧縮積立金	401
		繰越利益剰余金	56,642
		自己株式	△ 351
		評価・換算差額等	38,217
		その他有価証券評価差額金	5,838
		土地再評価差額金	32,378
資産合計	862,151	純資産合計	195,988
		負債純資産合計	862,151

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄道事業		
営業収益	39,514	
営業費	49,005	
営業損失		9,490
開発関連及び付帯事業		
営業収益	38,166	
営業費	27,117	
営業利益		11,049
全事業営業利益		1,558
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,728	
その他の収益	194	
		1,923
営業外費用		
支払利息及び社債利息	4,085	
その他の費用	2,477	
経常損失		3,082
特別利益		
原状回復負担金等収入	1,230	
関係会社株式売却益	357	
工事負担金等受入額	188	
		1,775
特別損失		
建替関連損失	936	
減損損失	632	
新型コロナウイルス感染症による損失	422	
工事負担金等圧縮額	186	
		2,177
税引前当期純損失		3,484
法人税、住民税及び事業税	△ 529	
法人税等調整額	△ 1,212	
		△ 1,741
当期純損失		1,742

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

南海電気鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

南海電気鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスによる会社の事業及び業績への影響は大きいものがありますが、新型コロナウイルスへの対応に関わる取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

2021年5月11日

南海電気鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	岩 井 啓 一	Ⓞ
常任監査役(常勤)	浦 井 啓 至	Ⓞ
社外監査役	荒 尾 幸 三	Ⓞ
社外監査役	饗 庭 浩 二	Ⓞ
社外監査役	國 部 毅	Ⓞ

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）

大阪市浪速区難波中三丁目4番36号



大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）

交通のご案内

車での来場は
ご遠慮下さい。

南海電鉄 なんば駅

南口より徒歩約4分

地下鉄 なんば駅

御堂筋線・千日前線

5番出口より徒歩約5分

四つ橋線

32番出口より徒歩約7分

- 本総会では株主さまへのお土産のご用意はございません。
- 株主総会運営に変更が生じた場合、
当社ホームページ (<http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/>)
において掲載することにより、お知らせいたします。

